

申請手数料表

株式会社 確認サービス  
URL <http://www.kakunin-s.com>

■ 適合証明手数料（課税対象）

※価格は消費税を含んだ総額表示です。

- 業務区域 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域
- 対象建築物等 : 一戸建て住宅、共同住宅等

◆ 新築住宅（課税対象）

- 一戸建て住宅及び長屋（1住戸ごと） S（優良な住宅基準及び特に優良な住宅基準）なし

適合証明書を交付するのに必要な手数料 表-12-1 の手数料から省略する検査料金を除いてください。

（表-12-1）

単位：円

	手数料	設計検査省略 ※1	中間検査省略 ※2
フラット35（適合証明のみの申請）	39,000	-8,000	-15,000
フラット35（弊社に建築確認が申請されている場合）※3	27,000	-2,000	-15,000

※1 住宅性能評価書を活用する場合または長期優良住宅の技術審査を弊社で実施した場合は、設計検査を省略することができます。

※2 住宅瑕疵担保保険または特定工程の検査を弊社で実施したものは、中間現場検査を省略することができます。

※3 建築基準法完了検査とフラット35 竣工現場検査が同時に検査を行えない場合の検査の追加手数料は、12,000円 に表-20の地域割増手数料を加算した額となります。

（表-12-2）

単位：円

	手数料
竣工済特例	24,000
建設住宅性能評価活用 ※4	5,000

※4 別途現場検査を行う場合の検査の追加手数料は、12,000円 に表-20の地域割増手数料を加算した額となります。

- 一戸建て住宅及び長屋（1住戸ごと） S（優良な住宅基準又は特に優良な住宅基準）あり

適合証明書を交付するのに必要な手数料 表-12-1 又は表-12-2 の手数料にS基準毎に表-12-3 の手数料を加えてください。

（表-12-3）

単位：円

Sの種別	手数料
省エネルギー性 ※5 ※6	20,000
耐久性・可変性 ※5 ※6	11,000
耐震性 ※6 ※7	20,000
バリアフリー性 ※6	20,000

※5 グリーン住宅ポイント対象住宅証明書、次世代住宅ポイント対象住宅証明書、認定低炭素住宅であること若しくは集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類、住宅事業建築主基準に係る適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書、長期優良住宅であることを証する所管行政庁からの認定通知書によるものは加算しません。

※6 設計住宅性能評価書かつ建設住宅性能評価書を取得し、必要な等級を満たしたものは加算しません。

※7 弊社で建築確認において構造審査を実施した場合は、10,000円とします。

■ 地域割増手数料の加算料金

- 地域割増手数料・料金地域表(表-20)に示す市町村等は、棟ごとに中間現場検査、竣工現場検査それぞれ地域割増手数料を加算します。
- 建築確認の検査と同時に検査を行う場合は、地域割増手数料を加算しません。

■ 特記事項

1. 設計検査若しくは現場検査において不適合である場合又は申請者の都合により手続き途中で現場検査を取り下げる場合であっても、手数料の返還はしません。
2. 設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書の活用は、弊社に申請したもので、かつ必要な等級を満たしたものに限りです。
3. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再検査手数料は、12,000円に表-20の地域割増手数料を加算した額となります。

● 共同住宅等 S（優良な住宅基準及び特に優良な住宅基準）なし

適合証明書を交付するのに必要な手数料

(表-13-1)

単位：円

	他の引受業務(予定含む)	手数料
・フラット35 ・財形住宅融資等	左記のみの申請（戸別申請・登録マンション申請）	23,000 × 戸数
	建築確認または住宅性能評価と併願申請（戸別申請）	8,000 × 戸数
	建築確認と併願申請（登録マンション申請）	53,000 × 棟数 + 3,000 × 戸数
	住宅性能評価と併願申請（登録マンション申請）	53,000 × 棟数

(表-13-2)

単位：円

	手数料	
建設評価特例 ※2 (現場検査が不要なもの)	戸別の場合	8,000 × 戸数
	登録マンションの場合	3,000 × 戸数 (上限 53,000 × 棟数)

※2 建設住宅性能評価書を既に取得されているものに限りです。

● 共同住宅等 S（優良な住宅基準又は特に優良な住宅基準）あり

適合証明書を交付するのに必要な手数料 表-13-1の手数料にS基準毎に表-13-3の手数料を加えてください。

(表-13-3)

単位：円

Sの種類別	手数料
省エネルギー性 ※3 ※4	42,000 + 2,000 × 戸数
耐久性・可変性 ※3 ※4	32,000 + 2,000 × 戸数
耐震性 ※4	11,000
バリアフリー性 ※4	32,000 + 2,000 × 戸数

※3 グリーン住宅ポイント対象住宅証明書、次世代住宅ポイント対象住宅証明書、認定低炭素住宅であること若しくは集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書、長期優良住宅であることを証する所管行政庁からの認定通知書によるものは加算しません。

※4 設計住宅性能評価書かつ建設住宅性能評価書を取得し、必要な等級を満たしたものは加算しません。

■ 地域割増手数料の加算料金

1. 地域割増手数料・料金地域表(表-20)に示す市町村等は、棟毎に地域割増手数料を加算します。
2. 建築確認の検査と同時に検査を行う場合は、地域割増手数料を加算しません。
3. 現場検査（竣工検査）が不要な手続きは、地域割増手数料を加算しません。

■ 特記事項

1. Sの変更で再申請が必要な場合の手数料は、戸別が8,000円×戸数、登録マンションが3,000円×戸数です。
2. Sの追加で再申請が必要な場合の手数料は、戸別が8,000円×戸数+Sの加算料金、登録マンションが3,000円×戸数+Sの加算料金です。
3. 設計検査若しくは現場検査において不適合である場合又は申請者の都合により手続き途中で検査を取り下げる場合であっても、手数料の返還はしません。
4. 設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書の活用は、弊社に申請したもので、かつ必要な等級を満たしたものに限りです。
5. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再検査手数料は、別途見積となります。